

事例 1

長崎県対馬市保健福祉事務所

- ・ 平成16年3月、長崎県初の合併事例として、県内の今後の合併への見本となる「対馬方式」の策定
- ・ 県が町村に出向き、幾度にも渡る話し合いを行ったことによる両者の信頼関係が、事務引継等を円滑にした。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

対馬市保健福祉事務所

対馬市豊玉町仁位380

〈設置年月日〉

平成16年3月1日

6町の合併による市政施行に伴う福祉事務所の新設

〈市町村合併に向けた取り組み開始から現在までの主な経緯〉

- 12年8月・・・対馬6町合併協議会設置
- 14年6月・・・生活保護業務移管支援マニュアル作成（県福祉保健部）
- 14年8月・・・福祉事務所設立準備会協議（以後定期的に開催）
- 15年1月・・・新福祉事務所への引継スケジュール作成（県福祉保健部）
- 15年8月・・・長崎県市町村合併推進本部が新市支援計画策定

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- ・ 6町の中央部である豊玉地区に福祉事務所を設置、合併前の県福祉事務所は本所・支所体制であったが、合併後は市の1福祉事務所体制となる。
- ・ 旧町役場庁舎は合併後も支所として使用し、住民の相談受付を行う。

〈条例規則等の整備状況〉

- ・ 対馬市保健福祉事務所設置条例（平成16年3月1日付）
- ・ 対馬市保健福祉事務所長事務委任規則（平成16年3月1日付）

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

（全般的な広報）県、各市町村及び合併協議会において、各々広報誌やホームページを通

じて広報を行っている。

(福祉関係の広報) 閉所となる福祉事務所においては、生活保護関係、障害福祉関係、児童福祉関係等の利用者等に対して、訪問や郵送等により、生活保護実施機関の交替や福祉事務所の廃止等の広報を行った。

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

生活保護制度について、十分な知識を持っている町職員がいなかったため、本市職員のみでは、経験のある現業員や査察指導員の確保が困難なことから、6町長より知事に対して要望書を提出し、町職員の生活保護の実務研修等を依頼した。

また、その他にも査察指導員研修や現業員研修など県が実施する研修に積極的に参加した。

〈必要な有資格者の確保について〉

各町から派遣された職員は社会福祉主事任用資格を保有していないことから、社会福祉主事の取得のため通信講座の受講を推進するなど、社会福祉主事任用資格を取得するよう職員に勧めている。

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

(移行前)

- ・町職員を各町から1名ずつ県福祉事務所へ派遣し、対馬福祉事務所及び上県支所に配置。
- ・生活保護業務等の同行訪問等の実務研修を実施。(15年4月～16年2月まで)
- ・地区担当のケースワーカー(定数内)として実務研修を実施

(県が円滑な事務引継を目的として地方自治法第252条の17に基づき派遣要請→県が給与負担)

(移行後)

- ・県の職員を新市福祉事務所へ派遣

(市が地方自治法第252条の17に基づき派遣要請→市が負担)

人員：査察指導員2名、現業員1名

期間：査察指導員3年間(1名は2年間)、現業員2年間

その他、県社会福祉課主催の職員研修(新任査察指導員研修会4月、新任ケースワーカー研修会7月、県福祉事務所四法担当職員研修会11月及び査察指導員研修会12月)などに参加している。

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

対馬は、生活保護率が全国及び県内の平均よりも高いことなどもあり、合併後に生活保護業務が円滑に行われるよう、県本庁が実施する生活保護に関する定例研修の他、県本庁が当福祉事務所に外向き、生活保護事務及び電算システム研修を実施した。

この他、県本庁を中心として、職員の資質向上の検討を行うため、15年度に県内18福祉事務所（8市10郡部）の係長クラス職員らにより、生活保護問題研究会（データベース及び制度研究会）を発足させ、様々な検討を行っていくこととしている。

〈特に多大な時間や労力を要した引継や事務等〉

合併18ヶ月前に福祉事務所設立準備会を設置し、毎月1回様々な事項の協議を行ってきた。特に、新市において新たな事務となる生活保護については、県本庁による制度の説明と事務移行の計画策定に時間を要した。また、これ以外にも、県、旧各町及び合併協の担当らによる福祉事務所の事務の移管に関する検討会を重ねてきた。

〈合併を間近に控えた時点でのトラブルや調整すべき事項〉

現時点でのトラブルや調整事項はないが、事前の調整時期においては、職員の受入、派遣に関して、人員の数や給与負担についての調整に時間を要した。

また、新市の具体的な受入体制の整備が遅れて、事務引継時期がやや遅れることがあった。

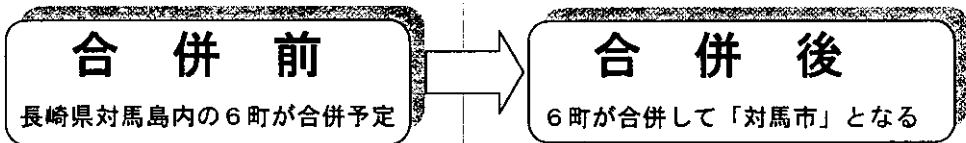
【住民サービスにおける事項】

〈事務の移管前後で、住民サービスの質に変化が生じた事例等〉

これまで対馬では本所及び支所（福祉事務所）の2ヶ所であったが、新市の福祉事務所は1ヶ所になる。

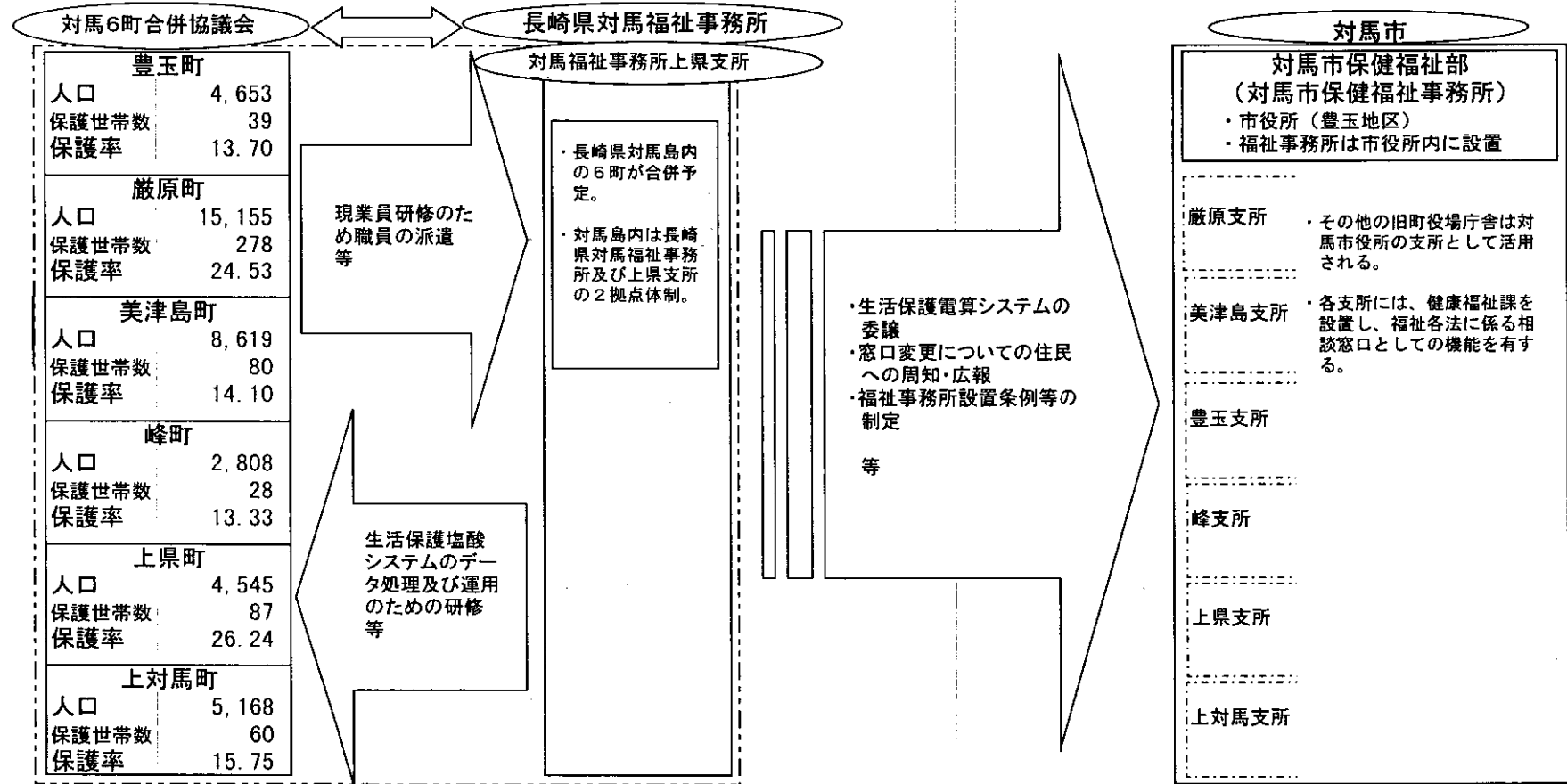
これまでの町役場の庁舎は新市の支所として残るため、住民の生活保護相談窓口としての機能はもつことになるが、職員は通勤及び訪問活動にこれまで以上に時間がかかることが想定される。

長崎県対馬市保健福祉事務所
事務等移管イメージ



- 長崎県（本庁）
- ・新市支援計画策定
 - ・生活保護関係の研修会
 - ・生活保護業務移管支援マニュアル作成
 - ・査察指導員の派遣
 - ・ケースワーカーの派遣
 - ・必要に応じた個別支援
 - ・新市との人事交流等

合併協議会との積極的な打合せ及び情報提供等



保護率の単位は%。15.4.1現在

対馬市保健福祉事務所事務移管スケジュール

| 事 項 | 新福祉事務所開所 16.3 | | | | | |
|---------------------------|---------------|-----------|-------------------------|-------|-------|--|
| | 24 月前 | 12 月前 | 12 月後 | 24 月後 | 36 月後 | |
| 県福祉担当部局による福祉事務所設置支援計画等の作成 | 15.1~ | | | | | |
| 生活保護業務移管支援マニュアルの作成 | 14.6~15.12 | | | | | |
| 町から県福祉事務所へ職員の派遣研修 | | 15.4~16.2 | | | | |
| 県より市福祉事務所へ職員の派遣 | | | 16.3~18.3 (うちSV1名は19.3) | | | |
| 生活保護等の電算システムの移行 | | 15.4~16.2 | | | | |

支 援 策 個 表

| | | | |
|-------|-------------------|-------|----------------------------|
| 施 策 名 | 新市福祉事務所への円滑な事務の移管 | 所 管 課 | 福祉保健課、社会福祉課 児童家庭課、障害福祉課 |
|-------|-------------------|-------|----------------------------|

(1) 支援の背景

- ・市町村合併に伴い、新市に法律により新たに福祉事務所が設置される場合や、県の福祉事務所の管轄区域が新市の福祉事務所の管轄区域となる場合、現在、県が行っている生活保護業務等を新市に円滑に移管するため、県の支援が求められている。

(2) 支援についての基本的考え方

- ・新たに福祉事務所を設置する新市について、各地域毎に新市福祉事務所設置支援計画を策定し、新市の準備段階から、新市発足後一定期間、求めに応じて必要な支援を行う。
- ・管轄区域の変更に伴い、県から新市に事務を移管する場合も同様に必要な支援を行う。

(3) 具体的支援の内容

①新市福祉事務所設置支援計画の策定

- ・各地域ごとに策定
- ・市福祉事務所へ引き継ぐ全業務について、支援内容も含めた引継スケジュールを明示
- ・計画に沿って、各業務ごとに引継・支援を実施

②生活保護業務移管支援マニュアルの作成

- ・各地域ごとに支援マニュアルを作成し配布

③町職員研修受け入れ

- ・新市発足前に各地域ごとに町職員を受け入れ、事前の実務研修及び理論研修等を実施

④県職員の派遣

- ・新市発足後に査察指導員及びケースワーカーを派遣

⑤生活保護電算システムの移譲

- ・生活保護電算システムの移譲と事前のデータ処理及び運用のための実務研修

⑥福祉関係事務の事務移管、窓口変更についての住民への周知・広報等

- ・事務移管に伴うデータ移行が必要なものについての関係市町村との調整
- ・県、関係市町村、合併協議会等による事務移管、窓口変更についての住民への周知・広報
- ・権限移譲により市町村に移譲している事務を新市へ移譲する場合で、管轄区域の変更により職員研修等が必要となった場合の支援

| 移管する主な事務 | 実施時期 | 所管課 |
|--|------------------------|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員法に基づく民生委員、児童委員の委嘱・解嘱等 ・生活保護法に基づく生活保護受給者への保護費の支給等 | 15年度 ～16年度 (合併前) | 社会福祉課 |
| | | 児童家庭課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく児童及び妊産婦の福祉、助産の実施、母子保護の実施等 ・児童扶養手当の認定、支給事務 ・母子及び寡婦福祉法に基づく母子寡婦福祉資金の貸付等 ・家庭児童相談室に関する事務 | | 障害福祉課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳の交付に関する事務 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく認定・支給等 | | |

事例 2

熊本県宇城市福祉事務所（仮称）

- ・ 平成17年1月の合併に向けて現在調整を行っている。
- ・ 合併前の円滑な移管事務だけでなく、合併後の情報提供、指導及び職員
の派遣なども含めた県本庁の積極的な支援

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

- ・ 福祉事務所名：未定
- ・ 所在地：熊本県松橋町大字大野85（松橋町役場内）

〈設置年月日〉

- ・ 設置年月日：平成17年1月15日（予定）
- ・ 設置形態：5町の対等合併による市制施行に伴う福祉事務所の新設
三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町→宇城市

〈市町村合併に向けた取り組み開始から現在までの主な経緯〉

- ・ 14年 4月・・・5町（三角町、不知火町、松橋町、豊野町、小川町）の法定協議会
発足
- ・ 15年 7月・・・県から事務移管に関する説明会の開催。
（内容：県の支援方針、移管事務の内容及びスケジュール）
- ・ 16年 2月・・・県福祉事務所に対する支援会議の開催（本庁主催）
- ・ 16年 4月・・・新たにケースワーカーに任用する者5名（各5町×1名）を郡部
福祉事務所に研修派遣（～16年12月）（予定）
各5町から郡部福祉事務所に派遣された職員が、郡部福祉事務所と
協議し例規、事務手続き等の合併に必要な作業を進める（予定）
福祉電算システムのデータ入力作業とシステムの調整（～16年2
月）（予定）
- ・ 16年12月・・・県からの最終事務引継（予定）
- ・ 17年 1月・・・新福祉事務所設置（予定）

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- ・市役所本庁舎は、松橋町庁舎を利用する予定とし、福祉事務所も同庁舎内に設置予定。
- ・市民の利便性を勘案し、他の4町庁舎に支所を設置し、福祉等に関する各種の申請受付、給付等の窓口業務を行う予定。

〈職員の確保、配置等〉

- ・常勤職員は、新規採用は行わず、交流人事による県からの派遣職員（査察指導員1名）以外は旧5町の職員を、旧町間のバランス、合併前の担当業務を考慮して配置する予定。

〈条例規則等の整備状況〉

- ・福祉事務所設置条例（平成17年1月15日付）（予定）
- ・福祉事務所処務規程（平成17年1月15日付）（予定）
- ・福祉事務所長事務委任規則（平成17年1月15日付）（予定）

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- ・合併協議の進行状況については、「協議会だより」を月1回発行し、各家庭に配布している。
- ・平成14年度末～平成15年度当初にかけて、各町で集落単位及び学校区単位で説明会を開催。

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

- ・職員は、査察指導員1名、ケースワーカー5名を配置予定。
- ・査察指導員については、新福祉事務所移行後の指導的役割を担う重要な職であることから、当面は県の査察指導員を派遣してもらうよう県本庁に要請している。

〈必要な有資格者の確保について〉

- ・新市の職員の中に社会福祉主事任用資格の保有者が勤務している場合は、新福祉事務所への配置を検討する予定。
- ・社会福祉主事任用資格の未保有者については、社会福祉主事任用資格取得のため通信教育を受講させることを検討。

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

(ケースワーカーの養成)

合併前に5町の職員を1名ずつ県福祉事務所に派遣し、ケースワークの現地研修を行う予定。

1 研修期間 H16年4月1日～H16年12月28日まで

2 研修内容

(1) 現業実務現地研修(ケース訪問に同行)

(2) 法令に伴う事務内部実務研修

① 現業業務に伴う事務(医療・介護・経理等)

② 児童扶養手当等の移管業務

【査察指導員の派遣】

査察指導員については、合併後に県から派遣予定であり、事務引継・人材の育成等も含めて指導を行えるよう県人事課に要請している。

〈特に多大な時間や労力を要すると思われる引継や事務等〉

- ・生活保護業務及び特別障害者手当等認定事務
- ・県から新市への生活保護、児童扶養手当及び特別障害者手当支給業務の福祉オンラインシステムのデータ引継と整備・調整に時間を要することが想定される。

〈人事や人材面、組織運営体制について更に見直しが必要な事項〉

- ・平成17年1月15日の合併に向け、現在検討中。

熊本県宇城市福祉事務所
(仮称) 事務等移管イメージ

合併前

宇城福祉事務所所管の9町のうち5町が合併予定

合併後

5町が合併して「宇城市」となる

熊本県(本庁)

- ・事務移管等マニュアル作成
- ・生活保護関係の研修会
- ・生活保護業務移管支援マニュアル作成
- ・査察指導員等の派遣
- ・生活保護事務に関する情報提供
- ・監査以外の巡回指導研修

合併協議会

| | |
|----------------------------------|--------|
| 松橋町 | |
| 人口 | 25,126 |
| 保護世帯数 | 73 |
| 保護率 | 3.82 |
| 三角町 | |
| 人口 | 9,993 |
| 保護世帯数 | 42 |
| 保護率 | 5.90 |
| 不知火町 | |
| 人口 | 9,735 |
| 保護世帯数 | 36 |
| 保護率 | 4.83 |
| 豊野町 | |
| 人口 | 4,951 |
| 保護世帯数 | 15 |
| 保護率 | 3.23 |
| 小川町 | |
| 人口 | 13,748 |
| 保護世帯数 | 25 |
| 保護率 | 2.47 |
| <small>保護率の単位は%。15.7.1現在</small> | |
| 砥用町 中央町 城南町 富合町 | |

現業員研修のため職員
の派遣等

電算システム事前
のデータ引継及び
運用のための実
務研修等

熊本県宇城福祉事務所

- ・現在9町を所管
- ・合併後は宇城福祉事務所が2町を所管

- ・生活保護電算システムの委譲
- ・窓口変更についての住民への周知・広報
- ・条例・規則の制定
- ・生活保護に係る予算措置等

宇城市

宇城市福祉事務所(仮称)

- ・市役所(松橋地区)
- ・福祉事務所は市役所内設置

三角支所

その他の旧役場庁舎は宇城市役所の支所として活用

不知火支所

豊野支所

小川支所

熊本県宇城福祉事務所

- 【所管】美里町(砥用町と中央町が合併)
城南町
- (宇土福祉事務所)宇土市と合併

宇城市福祉事務所（仮称）事務移管スケジュール（予定）

| 事 項 | 新福祉事務所開所 17.1 | | | | | |
|---------------------|---------------|--------|--------------|-------|-------|--|
| | 24 月前 | 12 月前 | 12 月後 | 24 月後 | 36 月後 | |
| 県福祉担当部局による福祉事務所設置支援 | | 16.4 ~ | | | | |
| 生活保護業務移管支援 | | 16.3 | | | | |
| 町より県福祉事務所へ職員の派遣 | | 16.4 ~ | | | | |
| 県より市福祉事務所へ職員の派遣 | | | 【期間については検討中】 | | | |
| 生活保護等の電算システムの移行 | | 16.2~ | | | | |

市町村合併による生活保護事務移管の円滑化等に関する処理方針について

1 目的・趣旨

本処理方針は、「熊本縣市町村合併支援プラン」に基づき、市町村合併による福祉事務所設置に伴う生活保護事務移管の円滑化等に関する処理方針を定めることを目的とするものである。

2 生活保護事務移管等に関する支援策

(1) 合併前

① 各種マニュアル作成による支援

- ア 事務移管等に関する各種マニュアル・モデルを提示する。
- イ 合併による福祉事務所設置についての先進事例の紹介を行う。
- ウ 移管事務に関する情報を提供する。

② 人的支援

合併市の生活保護の適正実施を図るため、県福祉事務所への研修生（生活保護現業業務等）の受入れを検討する。

③ 研修による支援

- ア 県福祉事務所が受け入れた研修生等への本庁（生活保護・援護課）による特別研修を行う。
- イ 移管事務に関する打ち合わせ会を実施する。
 - * 県本庁（生活保護・援護課）、県福祉事務所、合併協議会（福祉専門部会等）による移管事務についての打合せを実施する。

(2) 合併後

① 情報提供

新市からの要請に応じて、本庁（生活保護・援護課）、県福祉事務所から生活保護事務に関する情報提供を行う。

② 人的支援

- ア 合併協等からの要望により県から新市福祉事務所への人員派遣を検討する。
 - * 福祉課長、査察指導員等
- イ 新市からの要望により福祉事務所への研修生派遣を検討する。

③ 巡回指導

必要に応じて、一般監査及び確認監査以外に、県本庁（生活保護・援護課）による巡回指導研修を実施する。

3 支援に関する本庁（生活保護・援護課）の位置づけと役割

（1）位置づけの明確化

本庁（生活保護・援護課）は、関係各課（健康福祉政策課、総務部市町村総室及び総務部市町村総室合併推進室等）と連携を密にし、県福祉事務所と一体となって、市町村合併による福祉事務所設置に伴う生活保護事務の移管等の円滑な推進に当たるものとする。

（2）本庁（生活保護・援護課）の役割

① 支援策の統括と県福祉事務所に対するサポート等

生活保護事務の円滑な移管等を図るため、県福祉事務所や合併協議会等に、支援マニュアルを策定し、基本的なモデルを提示する。

また、合併に関する状況を、県福祉事務所から収集し、支援策等に反映させ、円滑かつ効率的な合併の推進を図る。

② 本庁関係各課との連絡調整

市町村合併による福祉事務所設置に伴う生活保護事務等に関する支援について、関係各課との連絡調整を行う。

③ 福祉事務所の設置（生活保護事務）及び生活保護事務移管等に関する進行管理

県福祉事務所を通じて生活保護事務移管等及び福祉事務所設置（生活保護事務）について事務作業の進行管理を行う。

また、本庁（生活保護・援護課）にあっては、県福祉事務所に対して四半期毎に進捗状況の報告を求めることとし、報告様式や時期については、別途連絡する。

④ 研修生の受入検討と研修生に対する本庁（生活保護・援護課）研修の実施

ア 市町村総室、健康福祉政策課及び県福祉事務所と連携し、生活保護現業事務に関して、県福祉事務所への研修生の受け入れを検討する。

イ 生活保護の適正実施を図るため、県福祉事務所に派遣された研修生に対して、生活保護現業業務以外の生活保護事務を中心として特別研修等を実施する。

4 県福祉事務所の位置づけと役割

(1) 位置づけの明確化

- ア 本庁（生活保護・援護課）と一体となって、生活保護事務移管の円滑な推進を図る中心的役割を担うものとする。
- イ 特に、町村が合併して新市となる地域の県福祉事務所にあつては、新市の福祉事務所設置に向けて本庁（健康福祉政策課、生活保護・援護課）が企画・立案する支援策を実施し、振興調整室等と連携を図りながら、合併協議会等に積極的に関与しサポートしていくこととする。

(2) 県福祉事務所の役割

① 福祉事務所設置（生活保護を中心として）推進の支援・援助

- ア 地域振興局振興調整室（以下「振興調整室」という。）と常に連携を図り、合併協議会における福祉事務所設置等の取組状況を把握し、合併協議会における福祉部会に参画する等積極的な支援を行う。
- イ 本庁（健康福祉政策課、生活保護・援護課）とも常に連携し、合併協議会等の意向を踏まえ、生活保護事務の円滑な移管及び移管後の適正実施の推進に努める。
- ウ 町村が合併して新市になる場合、生活保護事務については新しく生じる事務となり、生活保護に関するケースワーク等の業務の性質上、経験を有する職員を配置して実施することが適正な保護の実施に資すると考えられるため、振興調整室と連携して、県と町村との人的交流（研修生の受け入れ及び生活保護担当係長等としての県職員派遣）に関して検討する。

② 合併協議会及び市町村に対する窓口的役割

本庁（健康福祉政策課、生活保護・援護課）から合併協議会あるいは町村への調査等の伝達・取りまとめを行うとともに、合併に関する情報等を収集し、本庁（健康福祉政策課、生活保護・援護課）と意見交換を行うものとする。

③ 福祉事務所の設置（生活保護事務）及び生活保護事務移管等に関する事務等の進行管理

県福祉事務所が、福祉事務所設置に関する事務等（生活保護関係）の支援について、中心的な役割を担うものとし、常に福祉事務所設置に関する事務等（生活保護関係）の進捗状況を把握し、進行管理を行う。

④ 引継事務等の整理

生活保護事務の移管が生じるため、移管ケース等について整理を行い、「市制施行に伴い準備すべき事項一覧（点検）表」に示す事務を実施する。

⑤ 研修の実施

ア 県福祉事務所に派遣された研修生に対する研修

生活保護の事務移管を円滑に行い市町村合併により設置される福祉事務所の生活保護事務を適正に推進するため、県福祉事務所に派遣された研修生に対して生活保護現業業務等について研修を実施する。

イ 町村職員に対する研修

合併協議会等から町村関係職員に対する研修の要望があった場合、必要に応じて随時の研修を実施する。

⑥ 上記のほか、必要に応じて市町村合併による福祉事務所設置に伴う生活保護事務移管の円滑化等に関する支援を実施する。

平成15年11月25日